

札幌市とフェリス女学院大学との学生UIJターン就職促進に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）とフェリス女学院大学（以下「乙」という。）とは、札幌圏内企業の人材確保及び学生の就職活動を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力に努め、学生に対し札幌圏内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、北海道出身者をはじめとする学生のUIJターン就職の一層の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 学生及び保証人（保護者）に対する札幌圏内の企業情報、生活情報等の周知に関すること。
- (2) 学生のUIJターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- (3) 乙の学内で行う合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に関すること。
- (4) 保証人（保護者）向けの就職セミナーの開催に関すること。
- (5) 学生のインターンシップ受入の支援に関すること。
- (6) その他学生のUIJターン就職促進に関すること。

2 第1条の目的を達成するため、乙は学生に対して甲が運営する「札幌UIターン就職センター」の利用を促すものとする。

（協定の見直し等）

第3条 本協定を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとし、甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たとき、又は、協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、この協定により知り得た企業情報及び学生の個人情報等を他に漏らしてはならず、目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、当該企業または学生個人が情報提供を承諾している場合は、この限りではない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙の代表者がそれぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 9 月 26 日

甲 札幌市
北海道札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市長

秋元 克広



乙 フェリス女学院大学
神奈川県横浜市泉区緑園4丁目5番3号
フェリス女学院大学 学長

小檜山 ルイ

